

(二面から続く)

がめまいなどを訴えましたが、これは旧日本軍の毒ガスが原因と見られています。このような事件から、水源が地下水である座間市営水道の安全性をどう確保していくのか、また、独自の井戸水を使用している市民に対し、安全性の具体的指導はどうか伺います。次に、鉛の水質基準が〇・〇一ミリグラムノリットルに強化されました。鉛管の布設替えが鉛対策の基本とされています。本市では、どの程度の鉛管が存在し、その危険性について市民にどう啓蒙したのか伺います。

また、アメリカで発生した同時多発テロの影響で、さまざまな分野での危機管理が強化されており、座間市民十二万七千人もの飲料水を賄っている水源に毒物や細菌類を投入された場合など危機管理体制の確立が必要と思

ますがいかがでしょうか。

市長 陸軍士官学校と高座工敷がありましたが、確認は困難です。水質基準は、水源配水場及び給水井で水道法に定める全四十六項目の検査を実施、上流の相模原地域地下水は県が監視しています。汚染確認の場合は取水停止、市民への広報と関係機関への連絡と県水受水の増量を行うことになると思います。井戸水使用の市民は、自己責任による水質管理と県保健福祉事務所の指導となっています。鉛管使用は、不明なものを含めて一万千程度あり、配水管の布設替え時等の交換が必要で、PRについては、広報等はもとより本年五月にパンフレットを作り、対応しています。テロ対策については、本年七月に地上部の立ち入りや扉の開閉感知センサー等を取り付け、不法侵入者の対策を強化する予定です。

また、先般WHOは、初の世界がん報告を発表し、新規がん患者はますます増加すると予測し、その対策として禁煙教育などによるたばこ消費量の削減を挙げています。さらに受動喫煙についても、肺

公共の全面禁煙化望む

宮沢議員(公明党)

たばこの害から健康を守る対策について

五月一日に施行されました健康増進法の中で、他人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の防止が法的に義務づけられました。健康増進法は、医療保険財政の危機などを背景に医療制度改革の一環として、予防医学の観点から国民の生涯にわたる健康増進を図ることと、国民医療費の増大を防止することなどを目的に、昨年七月国会で成立したものです。

また、先般WHOは、初の世界がん報告を発表し、新規がん患者はますます増加すると予測し、その対策として禁煙教育などによるたばこ消費量の削減を挙げています。さらに受動喫煙についても、肺

がんや心臓病の罹患(り)かん)率増加、妊婦・胎児への影響も指摘しています。

これらを受けて、全国各地で全面禁煙の動きが進んでいます。本市においては本年約六億五千万円のたばこ税を見込んでいますが、市民にもたばこのもたらす健康害などを積極的にPRして、できるだけ早い時期にたばこ税に頼らない財政計画を立てるとともに、職員並びに教員に、新採用時も含めてたばこの害について研修・教育し、すべての公共施設を全面禁煙化すべきと考えますがご所見を伺います。

市長 たばこ消費税を廃止して他の税収で財源の確保をという議論については、健康への害に対する信念のあらわれとしてお聞きしておきま

す。職員への教育については、今後もさらに周知啓蒙を図らせていただきますし、全面禁煙化についても、協議を深めさせていただきます。

教育長 校内での受動喫煙を避けるという取り組みの中で、全面禁煙も視野に入れています。本市においては本年約六億五千万円のたばこ税を見込んでいますが、市民にもたばこのもたらす健康害などを積極的にPRして、できるだけ早い時期にたばこ税に頼らない財政計画を立てるとともに、職員並びに教員に、新採用時も含めてたばこの害について研修・教育し、すべての公共施設を全面禁煙化すべきと考えますがご所見を伺います。

菊川議員(日本共産党) 交通安全対策について 県内の事故発生状況は、平成十四年で約六万七千件に上り全国ワースト四位です。事故の六割が交差点で発生しており、交通安全対策上歩車分離式信号が求められています。具体的には、第一に相武台前駅の横浜銀行の信号機と城南信用金庫の信号機をスクラブル方式にすべきです。この二ヶ所は、駅から銀行方面へ行く人や踏切から来た人、また踏切から来る車の横断で非常に危険になっており、スクラブル化が必要です。

吉田議員(自民党明政会) 市長の政治姿勢について 市長は、平成十三年度において、地域の皆さんの話し合いを基本に計画を作成し、ひばりが丘住区に座間市第七番目のコミュニティセンターを前年に引き続き建築中で、平成十五年十一月に開館の予定である。と所信表明しております。しかし、ひばりが丘住区の市民住民のほとんどの方が、この計画の説明は聞いておりません。

高齢者への適格な情報提供を

金子議員(市民の党)

新たな制度等における地方公共団体としての責務を問う

新たな支援費制度及び四年目を迎えた介護保険制度は、いずれも「選べるもの」として、利用者と事業者との契約システムとなっています。契約にあたっては何よりも情報提供が不可欠となります。支援費制度では、指定事業所の情報提供は市町村の役割としていますが、本市で用意した資料には、一番求められる空き情報、施設方針等は記載されていません。これまで介護保険においてもガイドブックの作成は、利用者・事業者、旧ヨーカー方面への安全対策についてはこの道路は歩道が狭く、しかも足元に側溝との段差があるため、小さい子を

行政いずれをとっても重要であると伝えてきましたが、まだ実現には至っていません。県の福祉部が、ある有料老人ホーム臨時立入調査結果通知の中で、「施設長をはじめ一部職員が臨時立入調査の際に、身体拘束を行っている事実を当初否定したことは遺憾」。年末及び一月にかけて、入浴または清拭の実施状況にかかる記録が整備されておらず、また職員から、その間には入浴が行われていなかったと証言があった」等々、複数の問題があったことを指摘しています。また、他市では家族の相談・苦情を受け、

県ではなく市独自で調査に入り、すでにあらゆる対応策を打ち出しています。

現状、契約システムの下に置かれた高齢者・障害者を保護・支援するシステムの構築は、市民の身近にある行政の責務と考えます。本市では、今後、情報提供・相談・苦情に対して、どのような取り組みをしていくのかお示しください。

市長 支援費制度の関係は、指定事業者とサービスマ提供の契約に基づいて、指定事業者が重要事項の関係を説明するわけです。苦情についてはまず市の窓口で受け、解決できない時は、本人が国保連合会に苦情の申し立てをしていただくことになっています。

再開発と切り離して検討し、小田急への協力要請も図るなど早期解決を求めます。

第三に、 県道座間大和線のマルカワ店前の安全対策について、この場所は朝夕のラッシュ時には、車が渋滞している中を歩行者や自転車横断するため事故が後を絶ちません。以前から何度も議会で取り上げておりますが、一体この安全対策はどのように進んでいるのかお伺いします。

都市部長 相武台南口の関係は、平成十五年四月の法改正に伴い、安心歩行エリアという名目で、今、県や国土交通省と協議中です。

城南、 浜銀の各スクラブル化は、市全体の要望として出していきたい。マルカワ店の所は警察本部、県の道路管理者と協議を行い、事故の多発地点として診断が行われており、今後更に県土木事務所を通じて警察の方へもお願いをしていきます。

交差点の安全対策急げ

吉田議員(自民党明政会)

市長の政治姿勢について

市長は、平成十三年度において、地域の皆さんの話し合いを基本に計画を作成し、ひばりが丘住区に座間市第七番目のコミュニティセンターを前年に引き続き建築中で、平成十五年十一月に開館の予定である。と所信表明しております。しかし、ひばりが丘住区の市民住民のほとんどの方が、この計画の説明は聞いておりません。

ひばりが丘住区住民の子供まで参加して、本来のコミュニティの醸成や熟成を図るべきものです。ましてや、運営を住民に委ね、託すなら、なおさらのこと、公平・公正・平等に、住民全員参加のまちづくりを目指す政策を講ずるべきであります。「十一月の開館に向け、すべての市民住民の前に、新しいコミセンの設計等全容を明らかにしていた

設置が進められております。

「共同の目的、共同の利益」を主とする各地区住民自治、自治会運営は、地縁による物質的、精神的付加価値を生じさせる地域住民の組織です。手法が変われば、住民自治は崩れてしまいます。

住民で協働のまちづくり

吉田議員(自民党明政会)

市長の政治姿勢について

市長は、平成十三年度において、地域の皆さんの話し合いを基本に計画を作成し、ひばりが丘住区に座間市第七番目のコミュニティセンターを前年に引き続き建築中で、平成十五年十一月に開館の予定である。と所信表明しております。しかし、ひばりが丘住区の市民住民のほとんどの方が、この計画の説明は聞いておりません。

マイカー通勤の算定方法は

木村正博議員(公明党)

職員の通勤手当について

通勤手当の支給方法について過去二回にわたり質問をさせていただき、前向きな答弁をいただいておりますが、いまだ条例改正の提案がございません。進捗状況の報告を求めたいと思います。

今回は、マイカー通勤職員の通勤手当支給について伺ってまいりたいと思います。座間市職員の給与に関する条例の規定により、通勤距離に応じて三千五百円から二万九百円の範囲で支給されております。マイカー通勤の職員数とガソリン単価が通勤手当に反映されているのか、反映

されているとすれば単価をどの程度で算定して手当を支給されているのか。また、公用車ガソリン単価との整合性と通勤距離の計測方法についても併せてお伺いいたします。

総務部長 公共交通機関利用職員の通勤期間を一月支給から六月定期券による四月と十月の二回支給について検討をさせていただきます。その結果、十月より実施予定で、それまでに諸手続や調整を完了し、九月定例会に条例の改正案を提案させていただきます。予定で進めさせていただきます。

マイカー通勤職員数につきましては、平成十五年五月末